

第7回教育委員会定例会会議録

令和6年7月23日（火）

場 所：第四会議室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教 育 総 務 課 長	津 田 智 宏
	教 育 施 設 担 当 課 長	島 崎 健 司
	教 育 指 導 支 援 課 長	荒 西 岳 広
	指導担当課長兼総合教育センター所長	小 島 章 宏
	生 涯 学 習 課 長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文
	指 導 主 事	金 井 麻 衣 子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果について	
	2) 国立市特別支援学級教科用図書審議会の審議結果について	
議案第38号	令和6年度教育費（9月）補正予算案の提出について	
議案第39号	令和5年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について	
報 告 事 項	3) 令和6年度第1回Q-U結果（市全体）の分析について	
	4) 国立市立学校職員服務規程第13条の運用について	
	5) 市教委名義使用について（6件）	
	6) 要望書について（3件）	
議案第40号	国立市立学校医の解嘱及び委嘱について	秘 密 会
議案第41号	国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について	秘 密 会
議案第42号	教育委員会職員の人事異動について	秘 密 会
議案第43号	臨時代理事項の報告及び承認について （教育委員会職員の人事上の措置について）	秘 密 会
報 告 事 項	7) 国立市立学校で発生したいじめの重大事態について	秘 密 会

○【雨宮教育長】 皆さん、こんにちは。昨日が大暑ということで、昨日から非常に暑い期間に入ったということなのですが、ちょっと調べてみますと、もうこの 5 日間連日 35 度を超える最高気温の状況です。熱中症警戒アラートも、今日は全国で 40 の都道府県に出ているということでございます。皆さん、ぜひご自身の健康にはご留意いただいて、審議にご精励をしていただければと思います。

また、昨日から小中学校が夏季休業に入りました。市内の児童生徒、それから全国の児童生徒の皆さんがこのお休みの期間で、ふだん経験できないようなことを経験してもらって、二学期にはみんなが元気な姿を見せていただけたとうれしいなと思っているところでございます。

では、ただいまから令和 6 年第 7 回教育委員会定例会を開催いたします。ここで教育部長から発言を求められておりますので、これを許します。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 本日の教育委員会でございますが、金井指導主事が他の公務がありまして欠席しておりますので、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議録署名委員を操木委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、審議に入りますけれども、本日の審議案件のうち、議案第 40 号「国立市立学校医の解嘱及び委嘱について」、議案第 41 号「国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について」、議案第 42 号「教育委員会職員の人事異動について」及び議案第 43 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事上の措置について）」は、いずれも人事案件。また、報告事項 7「国立市立学校で発生したいじめの重大事態について」は個人情報を含みますので秘密会といたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 では、そのように取り扱わせていただきます。



○議題（１） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは、審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

6 月 25 日、総合教育会議を開催いたしました。総合教育会議に引き続き、第 6 回定例教育委員会を開催いたしました。

26 日、市教委訪問で第一中学校を訪問いたしました。

同日、国立市議会第二回定例会が開催され、この日が最終日でした。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

7 月 1 日、市職員の人事異動発令・伝達がございました。

同日、第二中学校において全校の生徒を対象に食育の講演会、食育推進・給食ステーションの栄養士が学校訪問をさせていただいております。

2 日、カジュアルウイーク。第三中学校がこの日から 16 日まで実施をしております。

3日、市教委訪問で第二中学校を訪問いたしました。

6日、第56回東京都市町村総合スポーツ大会開会式が武蔵村山市の市民会館で開催され、市長とともに出席をしましてまいりました。

8日、この日からカジュアルウイークが第一中学校、第二中学校で12日まで実施いたしました。この両校は今回多分初めての実施だと思います。この週は、全市内で中学生がカジュアルウイークという形で登下校されていたということになります。

9日、校長会を開催いたしました。

同日、公民館運営審議会を開催いたしました。

10日、東京都市教育長会が東京自治会館において開催されました。

15日、マタギの地恵体験学習会の事前説明会を国立市役所で開催いたしました。今週26日から28日にかけて、北秋田市のほうに児童の皆さんをお連れする予定でございます。

16日、文化財保護審議会を開催いたしました。

また、同日、第三中学校でMYHA³RUカフェが2日間、6月にも実施したところですけど、第2回目が開催され、この日も市長と私で訪問させていただきました。

ステーションのほうで、パリオリンピック・パラリンピックの応援給食が提供をされております。

18日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

また同日、図書館協議会を開催いたしました。

この日をもって一学期の給食が終了しております。

またこの日、教育支援室「さくら」の皆さんが食育推進・給食ステーションを訪問し、ステーションの見学、それから給食の喫食、また栄養士による食育の授業を受けていらっしゃいます。

19日、一学期の修了式でした。

21日、多摩川河川敷において、国立まと火が実施され、出席をしましてまいりました。

22日、青少年育成五小地区委員会のラジオ体操が、20日から始まっておりますけれども、私はこの日に出席をさせていただきました。

同日、東京都文化財保存整備区市町村協議会総会及び研修会がくにたち市民芸術小ホール並びに旧本田家住宅において開催されました。この日から8月27日まで夏季休業が始まっているということでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 中学校のほうの市教委訪問、一中と二中を前回からこの機会にあったのですが、三中也含めて、3校とも学校の生徒数とか、それから立地、環境とかいろいろなことが違うのですが、3校ともそれぞれの学校の特色を生かした教育活動をやっているのではないかなと、そんなことを感じて感心しております。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

それから、中学校でいえば、カジュアルウイークを三中が始めたことが、今度一中にも二中にも広がって、市内全部の3校でもって行われたと。これはちょうど2月の私たちが生徒会の役員の皆さんと話をしたときに、お互いの学校の情報交換をする中で、こんなこともやってみたい、あんなこともやってみたいと、そんな意見が出ていたのですが、そういったことも少しは影響しているのかなと思ひまして、3校の生徒がみんなでもってこの国立市の中学校の学びを深めていくことがすばらしいなと、そんな感想を持ちました。

あと、次ですけど、先ほどもお話がありましたように、一学期が終わって、ちょうど私は修了式の日朝の登校していく小学生や中学生の様子を見たり、中学生の会話を耳にしたりとかしたのですけれども、非常に楽しそうでしたね。あしたからいよいよ充実した時間が始まるのだということで、先ほども教育長から話がありましたけど、夏休みにふだんできないことをたっぷり経験していただいて、一回りも二回りも大きくなって、そして二学期を迎えてほしいなと、そんなふうに願いを持ちました。

そこで1つお聞きしたいのですけれども、一学期を振り返って、児童生徒の様子とか、それから学校のほうで何か特筆すべきこととか、私が先ほど子どもの様子を話させていただきましたけど、そんな様子についてお聞かせいただければありがたいというのが1点目です。

2点目は、夏休みの中で、小学生が宿泊行事をする予定だと思いますけれども、どんな計画なのか少し教えていただきたく思います。

以上です。よろしくお願いします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、2点ございました。まず1点目が、一学期が終了したということで、その中で何か報告事項がございますかということでございます。

小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 では、私からお答えさせていただきます。一学期に関しまして、子どもが大きな事故がというところはなかったところはすごくよかったと思っております。ただ、運営上、例えばバスの事故があったりとか、そういったところに関しては、今までなかったところもあるのですけれども、取組の中でやはり最大限安全に配慮しなければならないといったところが、し切れなかったところが教育委員会の反省としてもあります。

ただ、第二小学校も今、プールが使えないというところがありまして、清水総合体育館のプールを借用しての授業に関しましては、子どもたちもこの酷暑の中、室内プールで非常に有意義なプール指導を受けられたところについては、新たな取組の中の成果と捉えることができます。

また、夏休みの宿泊行事に関してです。野外体験教室が来週から予定しているところでございます。今、1泊2日というプログラムで進めているところではございます。やはりバス事故もあった関係で、子どもたちに対しては最大限の配慮をしながら、安全にできるような努力をしていきたいと教育委員会としては考えておりますし、また、こういった機会はなかなかとれるものではありませんので、この機会が有意義な活動となるように、教育委員会としても学校を支援していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。2点目もお答えいただいたと思います。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○【雨宮教育長】 よろしいですか。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 一中、二中を訪問しまして、びっくりするくらいきちんとした授業態度でした。先ほどの操木委員とかぶる部分がありますけれども。また三中においては、三中から始まったカジュアルウイークというのがほかの一中、二中にも広がって、とてもいい雰囲気だなということを感じます。

私からは1つ質問なのですけれども、この期間、高知において大変悲惨な児童がプールで亡くなるのが起きました。その死を無駄にしないというか、冥福を祈るとともに、そういう姿勢が必要だと思います。それで、多分たまたま起きたのではなくて、全国的にプールの授業がどうなのかという過渡期になってい

と思うし、その中に国立のプールの授業というのも含まれていると思うのです。そういう過渡期にあって、今、何か目指している点、あるいは問題点等があれば、その辺をお聞きしたいと思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。本当に高知の事故は痛ましい事故でございました。この点に関しては、文部科学省から教育委員会に通知文が来ていたということがあろうかと思います。

また、今、大野委員がおっしゃられた今後、では、市内でプール授業をどのようにしていくのかみたいなことを、今、どういう状況なのかということだろうと思いますので、今の途中の検討状況という形で事務局から答弁を頂ければと思います。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 市立小中学校のプールの水泳の指導ですけれども、やはり近年一番課題になっているのは、気温が高過ぎて実施が困難になるケースが多くなっているということです。

このこともありありまして、今、夏季休業日中に行っていたプール指導は、11校中10校がもう取りやめている状況がございます。

その分、しっかりと一学期中にできるだけ指導ができるように時間割等を何とかたっぷり組んでいく。また暑さで指導が困難といったときには、やはり中止をせざるを得ない状況がありますので、そういった意味で子どもたちの水泳指導の機会を確保していくのが、今後の課題になろうかなと考えております。

今、全国的に取り組み始められている民間プールを借用しての指導でございますけれども、こちらについては、本市もそういったことが検討できないかというところで、今、調査研究を進めているところです。実はこの夏のうちに一度、民間のプール、水泳の場所と協議をさせていただいて、どのような可能性があるかというところを模索していきたいと考えておりますので、またここは新しい取組になりますけれども、そういったところも含めて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。よろしくお願いします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 一中、二中の市教委訪問では、話し合う授業で、子どもたちが生き生きと学ぶ姿を見せていただいたことがとても印象的でした。グループで実験をして、リトマス紙の変化をどうなるか予測したりとか、歴史の授業では時代背景を想像して、その人たちがどのように生きたか、友だちの意見を聞きながら、楽しそうに気づいて「ああ、そうなのだ」と思っている様子をたくさん目にすることができました。自分の興味をその中で自覚して、また学びの意欲につながっているのではないかなと思いました。

一斉授業の場面もちろん必要だと思うのですが、教科によってはそういった学びを話し合って、友だち同士で気づき合う学びがたくさん増えていくといいのではないかなと感じました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 重複してしまいますが、市教委訪問では今、佐藤委員が言われたとおり、黒板に向かって座っているという授業ではなくて、小学校では時々そういう場面を見ていたような気がするのですが、中学生の皆さんもテーマを持って、いろいろな課題について三々五々という言い方が正しいかどうか分かりませんが、それぞれのテーマでタイミングを見ながら、いろいろな形で生徒同士、場合によっては先生とやり取りをしながら、学習を進めている姿というのは大変印象的でした。

やはりそういうときに、主体的にといひましようか、自分の思いを持って、学習を進めることができいくのかなと思うと同時に、学校の中でも申し上げたのですけれども、そういうところに乗れない生徒さんと言ったらおかしいのですが、そのクラスの中で少し1人でそれを黙々とやっている生徒さんもありして、それも多様な姿なのかなとも思いましたので、いろいろな模索をしながらですが、学習をする姿勢みたいところをそれぞれの学校の中で、いろいろと研究なさっているなということを感じました。

もう1つ、食育推進・給食ステーションを今月私どもお邪魔させていただいたと思うので、給食のことをちょっとだけお伝えしたいと思います。

それこそ一学期無事に給食の提供ができたことで、これもいろいろな事案が全国的にある中で、もちろんあってはならないのですが、国立の給食が一学期無事終了したことは大変よかったと思いますし、そこでも話が出ていましたけれども、本当に職員、スタッフの皆さんが一丸となって、おいしい給食をどうしたら、決して潤沢では予算なのかもしれませんが、その中で提供できるかということについて心を込めて取り組んでいらっしゃるご様子というのがよく分かりましたので、いろいろとご苦労があると思いますが、また来学期以降も食べることは本当に大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、皆さんからご意見、ご質問を頂きましたので、次に参りたいと思います。



○議題（2） 報告事項1） 国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果について

○【雨宮教育長】 報告事項1、「国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果について」に移ります。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 それでは、報告事項1「国立市立中学校教科用図書審議会の審議結果について」、その経過をご説明申し上げます。

今年度は国立市立中学校で、令和7年度から令和10年度に使用いたします、各教科の教科用図書につきまして、学校教育法第34条並びに国立市立学校教科用図書採択要綱に基づき審議を進めてまいりました。調査研究委員会では、生徒の発達段階や採択要綱に基づく調査研究項目に加えて、平成29年3月に告示された中学校学習指導要領を踏まえて、主体的、対話的で深い学び、小・中・高などの講師間連携、持続可能な社会づくり、SDGsとの関連、インクルーシブ教育の視点などから、全ての子どもへの配慮についても必要に応じて調査研究を行い、その内容を各部会長が調査研究の結果として取りまとめをしております。その際、各校の管理職を通して、教員の意見等も集約し、調査委員会の資料を作成する際の参考にしています。

5月7日、6月27日、7月4日に第1回、2回、3回の教科用図書審議会を開催し、調査研究部会の調査内容の報告を行い、3回の審議を経て、別紙のとおり審議会としての報告書の取りまとめをいたしました。

本日はその結果につきまして、審議会委員長の国立市立国立第三中学校校長山口茂校長から報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、審議会についての報告を求めます。

中学校教科用図書審議会委員長の山口国立第三中学校校長先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○【山口国立第三中学校校長】 それでは、今年度中学校教科用図書審議会の委員長を務めました、国立第三中学校校長山口茂でございます。今年度の中学校教科用図書調査研究委員会では、市内中学校3校に

において、令和7年度に使用いたします教科用図書について、国立市中学校教科用図書採択要綱に基づき審議をまいりました。その結果につきまして、別紙をご参照いただきながらご報告をさせていただきます。

初めに、国語及び書写です。国語につきましては、4社について調査研究を行いました。国語科は、知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等について、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの各領域を通して、主体的、対話的で深い学びによる授業を実現するための工夫がなされているかについて。さらに言葉による見方、考え方を働かせ、国語で正確に理解し、適切に表現する資質、能力を育成するための教材が取り扱われているかについて、検討いたしました。

書写につきましては、4社について調査研究を行いました。書写は硬筆及び毛筆による楷書と行書の書き方や目的に応じた活用の仕方などを通して、生徒が文字文化に関心を持ち、その豊かさに触れるための工夫がなされているかについて検討しました。また、文字を効果的に書くための系統的な構成がなされているかについても検討いたしました。

次に、社会地理的分野及び歴史的分野、公民的分野、地図です。まず、社会地理的分野につきましては、4社について調査研究を行いました。地理的分野は誌面構成、グラフや情報配列等の資料の見やすさ、分かりやすさとともに、社会的事象の地理的な見方、考え方を働かせ、課題を追求したり、解決したりする活動を促すことができるかを踏まえ、検討いたしました。また、領土の扱いや二次元コードを活用した学習の扱いについても検討いたしました。

次に、社会・歴史的分野につきましては、9社について調査研究を行いました。歴史的分野は、歴史の流れが分かりやすいか、資料の見方や調べ方など社会的事象の歴史的な見方、考え方を働かせ、課題を追求したり、解決したりする活動を促すことができるかを踏まえ検討いたしました。また、領土の扱いや二次元コードを活用した学習内容の扱いについても検討いたしました。

次に、社会・公民的分野につきましては、6社について調査研究を行いました。公民的分野は、学習の配列や事例、グラフや資料の見やすさ、分かりやすさとともに、現代社会の見方、考え方を働かせ、課題を追求したり、解決したりする活動を促すことができるかを踏まえ検討いたしました。また、領土の扱いや二次元コードを活用した取組に関する学習の扱いについても検討いたしました。

地図につきましては、2社について調査研究を行いました。地図は見やすさを第一に重視し、統計資料、グラフ等の情報や国の位置との関連づけ及び写真の取扱い等について検討いたしました。

次に数学です。数学につきましては、7社について調査研究を行いました。数学科は、知識、議論の確実な習得と数学的思考力、判断力、表現力を育むのにふさわしい教科書であるか、中学校数学の学習がどのように社会と関わりがあるかなどを視点に検討いたしました。その上で、具体的事例が適切で生徒が数学的解決をイメージできるか、習熟度に対応した構成や課題設定がされているか、問題の量や質が適切か、デジタルコンテンツはどのように工夫されているかを中心に検討いたしました。

続いて、理科です。理科につきましては、5社について調査研究を行いました。理科は実験や観察を通して、自然の事物、現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を育成し、探求するために必要な資質、能力を育成するのにふさわしい教科書であるかを次の3点から検討いたしました。

まず、実験や観察を通し、生徒が自然の事物現象に気づき、主体的に考えるように工夫がされているか。次に、自然の事物現象に対する生徒の興味関心を高められるようになっているか。最後に理科を学ぶことの意義や有用性を実感できるかという点です。

次に、音楽及び器楽です。音楽一般につきましては、2社について調査研究を行いました。音楽一般は、

音楽の学習内容や楽典等において系統的な構成になっているか、学習活動において生徒が理解しやすく、見やすい表記や体裁をとっているか、二次元コードなどのインターネットの利用により、生徒が主体的に学ぶことができる資料として適当かどうかについて検討いたしました、音楽・器楽合奏につきましては、2社について調査研究を行いました。器楽合奏は様々な楽器の特徴や奏法について分かりやすく取り組みやすいものであるか、生徒の実態に応じた学習指導や活動において使いやすいものであるか、視覚的な資料について、見て理解しやすいことや、見やすい色使いかどうかを検討いたしました。また、楽曲の選択や二次元コードを利用して、生徒が主体的に学べる資料の提示についても検討いたしました。

次に、美術です。美術につきましては、3社について調査研究を行いました。美術科は生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質、能力を育成するために、掲載されている様々な資料の有用性やそのツールとしてのデジタルコンテンツの使いやすさについて検討いたしました。また、単元名や題材名が記されている冒頭部分に学習の目当てとして、生徒に分かる言葉や記号で3観点の要素を記しているか、他教科や教育課題との関連性に配慮しているか、そして生徒が自分の思いに合わせた表現活動の資料として活用しやすいかといった学習の個別最適化を図る上での有効性について検討いたしました。

次に、保健体育です。保健体育につきましては、4社について調査研究を行いました。保健体育科は、生徒自身が健康安全への意識を高めるために、最新の課題を取り上げている単元構成になっているか。課題設定の工夫がされているか、さらに実生活に生かせる工夫がされているかなどについて検討いたしました。また、教員が指導していく上で生徒が興味を持てるような資料、例えば写真、図表、グラフ、挿絵などが充実しているかについても検討いたしました。

次に、技術・家庭、技術分野及び技術・家庭、家庭分野です。技術・家庭、技術分野につきましては、3社について調査研究を行いました。技術分野は、技術の見方、考え方を働かせ、技術に関する実践的、体験的な活動を通して、問題解決に主体的に取り組む力を育成する工夫がされているかを検討いたしました。また、小中高の学習のつながりや発展性、実習等の安全面への配慮などについても検討いたしました。

次に、技術・家庭、家庭分野につきましては、3社について調査研究を行いました。家庭分野は、生活の営みに係る見方、考え方を働かせ、衣・食・住などに関する実践的、体験的な活動を通して、主体的に問題を解決する力を育成することについて検討いたしました。また、写真や図などが割りやすく、科学的な知識を基に実習例が工夫されているか、食物アレルギーを含め、安全面に配慮されているかについても検討いたしました。

次に、外国語です。外国語につきましては、6社について調査研究を行いました。外国語科は、主体的、対話的で深い学びによる授業を実現するための工夫として、生徒が英語を使ったり、学んだりする必然性を感じながら学習を進めたり、活動の仕方やコミュニケーションに必要な知識や技能を確実に理解しながら、学習を深めたりできる内容であるかについて検討しました。また、課題の内容や学習の進め方など国立市の地域や生徒の実態に合っているか、小学校の英語との学びの連続性について配慮があるかなどについても合わせて検討いたしました。

最後に、特別の教科道徳です。特別の教科道徳につきましては、7社について調査研究を行いました。道徳科は、考え、議論する道徳の実践のために、生徒が共感しやすい教材や多様な考えが持ちやすい教材であるかなど、内容について検討をしました。また、いじめに関する内容の取り扱い方に注視して検討しました。さらに、地域性やSDGsなどの現代的な課題の扱い、文字の見やすさ、分冊も含めた振り返り等の資料の取扱いについても検討しました。

以上、審議会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。大丈夫でしょうか。

山口校長先生をはじめ、審議会委員の先生方におかれましては、熱心なご審議を行っていただき、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

事務局から補足などございますでしょうか。特にないということでよろしいですか。

それでは、審議会報告をお受けいたしましたので、8月6日火曜日に教育委員会臨時会を開催して、令和6年度国立市立中学校教科用図書の採択について審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

山口校長先生をはじめ、審議会委員の先生方におかれましては、熱心なご審議を行っていただき、大変ありがとうございます。

○【山口国立第三中学校校長】 失礼いたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。



○議題（3） 報告事項2） 国立市特別支援学級教科用図書審議会の審議結果について

○【雨宮教育長】 次に、報告事項2、「国立市特別支援学級教科用図書審議会の審議結果について」を議題といたします。

小島指導担当課長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長】 それでは、報告事項2「令和7年度使用国立市特別支援学級教科用図書の審議結果について」、その経過をご説明させていただきます。

今年度は、国立市小中学校の特別支援学級で、令和7年度に使用する教科用図書について、学校教育法第34条並びに国立市特別支援学級教科用図書採択要綱に基づき、審議を進めてまいりました。なお、国立第二小学校及び国立第六小学校、国立第七小学校、国立第二中学校の自閉症情緒障害特別支援学級については、知的障がいがなく、通常の学級と同じ教科を学習できる児童生徒が在籍することから、全ての児童生徒が当該学年の検定本を使用いたします。また、今年度は中学校において、各教科の教科用図書の採択が行われることから、本日報告する資料に掲載されている検定本については、今後採択される教科用図書となるため、発行者名は空欄となっております。

まず、国立市特別支援学級教科用図書審議会の審議結果について、その経過をご説明申し上げます。

4月の教育委員会定例会にお示しいたしました要綱、日程に従い特別支援学級が設置されている学校長に対して、審議会委員の推薦を依頼し、教科用図書審議会を設置いたしました。

教科用図書審議会といたしましては、6月4日に第1回教科用図書審議会を開催いたしました。その後、審議会の下に特別支援学級が設置されている各学校に校長、副校長、特別支援学級担任から組織される調査研究委員会を設置しております。

調査研究委員会では、在籍する児童生徒1人1人の実態を充分考慮しつつ、児童生徒が今、持っている力をさらに高め、達成感、成熟感を得るにはどの教科書を使用したらいいかという視点で調査研究を進め、調査結果を取りまとめております。その際に、面談や保護者会、日常の連絡帳等で伝えられる保護者の意見も参考にいたしております。

6月18日と7月2日に第2回、第3回の教科用図書審議会を開催し、調査研究委員会からの報告内容に基づき審議を行い、審議会として調査研究資料について取りまとめをいたしております。その結果をお手元の報告にまとめてございます。

審議会の結果につきましては、審議会委員長国立第三小学校苦米地高志校長から報告させていただきます。

す。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、審議結果についての報告を求めます。特別支援学級教科用図書審議会委員長の苫米地国立第三小学校校長先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○【苫米地国立第三小学校校長】 今年度特別支援学級教科用図書審議会の委員長を務めました国立市立国立第三小学校校長苫米地高志です。今年度の特別支援学級教科用図書審議会では、市内小学校4校及び中学校2校に設置されている知的障がい特別支援学級において、令和7年度に使用する教科用図書について、国立市特別支援学級教科用図書採択要綱に基づき審議をまいりました。

審議の経過は、各校に設置された調査研究委員会に在籍する児童生徒の実態や、保護者等の意見を考慮した適切な教科用図書についての調査を依頼し、その結果の報告を受けました。各調査研究委員会からの報告書を基に、国立市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について審議をしました。その結果を別紙にまとめましたので、ご報告いたします。

本審議会では、特別支援学級に在籍している児童生徒の障がいが多様化する中で、1人1人の学習ニーズを十分に考慮した教科用図書であるかを大切に審議しました。具体的には、可能な限り障がいのない児童と同じ場で学ぶことを可能とするために、通常の学級で使用している検定教科書について審議し、ついで文部科学省著作本及び学校教育法附則第9条図書の使用について審議をいたしました。

検定教科書については、児童生徒の実態に応じて、当該学年の教科書を使用することが難しい場合には、他学年の教科書を使用することについて審議を進めました。併せて文部科学省の著作本についても審議をいたしました。

また、学校教育法附則第9条図書を使用することについては、東京都教育委員会が作成した調査研究資料等を参考にしながら、次の2点から慎重に選定しました。1点目は、児童生徒の発達状況等による内容となっているかという点です。具体的には、可能な限り各領域に関係する内容が偏りなく含まれているか。系統的に編集されているか。児童生徒にとって理解が容易な内容になっているかについて審議いたしました。2点目は、児童生徒の障がいの特性に応じた編成、分量になっているかという点です。具体的には、写真や図、表、グラフ、用語の扱い方、製本の仕方や本の大きさ、目次や注記などの表記や表現、使用上の便宜について審議をいたしました。

国立市の特別支援学級では、知的障がい特別支援学校の教科書に準じて学習をしています。したがって一部の教科で通常の学級の各教科とは異なる教科用図書の選択をしています。小学校では、全ての学級が生活の内容を学ぶために、児童生徒に生活の教科用図書を付与いたします。付与できる教科用図書の上限数は、1、2年生が1冊、3、4年生が2冊、5、6年生が3冊となっています。中学校では、全ての学級が通常学級の技術・家庭ではなく、職業・家庭の内容を学ぶため、全生徒に職業・家庭の教科用図書を付与いたします。付与できる教科書は1冊になります。

それでは、学校ごとの選定の特色を、一般図書を教科用図書として選んだ教科を中心に説明をいたします。

国立第一小学校です。1ページから6ページを御覧ください。生活以外の教科用図書は全て検定本です。

5ページからの生活では、1年生で様々な食べ物の味や、食べている様子が分かりやすく紹介されている教科用図書としています。

次に、国立第三小学校です。7ページから14ページを御覧ください。生活以外の教科用図書は全て検定本です。

11ページからの生活では、1年生で様々な食べ物の味や食べている様子が分かりやすく紹介されている

教科用図書。2年生で、なじみ深い野菜や果物について解説があり、栽培学習に生かしやすい教科用図書。3年生で、身近な生き物の飼いが、絵本形式のイラストで表現されている教科用図書。お礼やおわび等の日常会話に見られる言葉が場面絵とともに示され、言葉の意味が理解しやすい教科用図書。4年生で、身近な材料道具を使った実験方法が、写真や動画で見ることができる教科用図書。比喻の言葉の意味がイメージしやすく、絵で描かれている教科用図書。5年生で、人の体の仕組みや働きが分かりやすい教科用図書。食べ物を栄養バランスや食事の形態から分かりやすく説明されている教科用図書。身近な職業の仕事内容や働いている人の思いが具体的に説明されている教科用図書。6年生で、49の手作業についてアドバイスやポイントが紹介されている教科用図書。衣・食・住の基本的な内容を写真やイラストを用いて簡潔に示している教科用図書。口が好む食べ物と体が必要とする栄養素が対比されており、健康への意欲を高めやすい教科用図書としています。

次に、国立第五小学校です。15ページから22ページを御覧ください。生活以外の教科用図書は全て検定本です。

19ページからの生活では、1年生から2年生までふだんの生活の中で遭遇する様々なマナーについて分かりやすく説明されている教科用図書。3年生から4年生では、季節の変化や自然のすばらしさが分かりやすい教科用図書。5年生から6年生では、人の体の仕組みや不思議さを学べる教科用図書。料理の作り方や、身支度、道具などが分かりやすく解説された教科用図書。自分のことや相手のことを知る大切さや、世の中の様々な仕組みが分かりやすく描かれている教科用図書としています。

小学校の最後は、国立第八小学校です。23ページから29ページを御覧ください。生活以外の教科用図書は全て検定本です。

27ページからの生活では、1年生で、日本の四季や自然が学習できる教科用図書。2年生で、世界の料理や簡単クッキングなど楽しく学べる教科用図書。3年生で、ふだんの生活の中で基本的なマナーについて分かりやすく説明されている教科用図書。4年生で、安全に生活するために、身につけておきたいマナーについて分かりやすく説明されている教科用図書。5年生で、イラストや写真により、料理の作り方が簡単に理解できる教科用図書。6年生で、マナーや敬語について、イラストと文章で分かりやすく説明されている教科用図書としています。

続いて、中学校です。初めに、国立第一中学校です。30ページから34ページを御覧ください。職業・家庭以外の教科用図書は全て検定本になっています。

33ページの職業・家庭では、1年生で、家族や家庭生活、衣・食・住の生活の基礎的な内容が分かりやすい教科用図書としています。なお、2、3年生の職業・家庭の教科用図書ですが、昨年度同様の教科用図書を配付していて、今年度も継続して使用するため、1年生のみの採択としています。

次に、国立第三中学校です。35ページから40ページを御覧ください。

35ページの書写です。全学年で漢字を文字や絵と関連づけるなど、生徒が理解しやすい教科用図書。38ページからの職業・家庭では、全学年でシンプルなイラストで掃除、洗濯、電球の交換など、生活全般についてのこつが分かりやすく示してある教科用図書。39ページからの英語では、全学年で英語を聴いて動作してみる活動を狙いにし、読み書きに苦手意識のある生徒も楽しく学べる教科用図書としています。

以上、審議会の報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

苫米地校長先生をはじめ、審議会委員の先生方におかれましては、熱心なご審議を行っていただき、あ

りがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局から補足などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議会報告をお受けいたしましたので、8月6日火曜日に教育委員会臨時会を開催して、令和6年度国立市特別支援学級教科用図書の採択について審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

苫米地校長先生をはじめ、審議会の先生方におかれましては、熱心なご審議を行っていただき、大変ありがとうございました。



○議題（４） 議案第 38 号 令和6年度教育費（9月）補正予算案の提出について

○【雨宮教育長】 議案第 38 号「令和6年度教育費（9月）補正予算案の提出について」を議題といたします。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、議案第 38 号「令和6年度教育費（9月）補正予算案の提出について」ご説明いたします。1枚おめくりください。

歳入に対する補正予算です。見出し行が、左から款、項、目、節、細節、補正前の額、補正金額、補正後の額、算出説明となっております。

款 16 都支出金、項 2 都補助金、目 7 教育費補助金、節 1 教育総務費補助金、細節 13 エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金です。本事業は小学校1年生から3年生までの授業の質の向上等を目的に、担任を補助するための人的な制度であり、当初予算では3人分の人件費を認められておりましたが、このたび7人分が追認されたため、2,615万6,000円を増額補正するものです。

次に、款 16 都支出金、項 2 都補助金、目 7 教育費都補助金に、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金を新設いたします。これは小中学校の給食における公費負担金額2分の1を東京都より補助金交付決定を受けたため、1,739万9,000円を増額補正するものです。

次に、款 16 都支出金、項 3 委託金、目 6 教育費委託金、節 1 教育費委託金に、小学校教科担任制等推進校委託金を新設いたします。これは国立第三小学校が令和6年度小学校教科担任制等推進校に決定されたことによるもので、20万円を増額するものです。

次に、款 19 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 2 雑入です。いずれも国立文化・スポーツ振興財団の令和5年度実績によるもので、施設の管理業務としての指定管理料過年度清算として961万8,000円、事業費及び管理費補助金の過年度清算として292万5,000円、市内遺跡整備調査事業業務委託料の過年度清算として21万2,000円を増額補正するものです。

以上、歳入につきましては、合計で5,651万円を増額補正するものです。

続きまして、2ページ目をおめくりください。歳出に関する補正予算です。見出し行は左から、項、目、事務事業、節、細節等補正前の額、補正金額、補正後の額、算出説明となっております。

項 1 教育総務費、目 3 教育指導費、事務事業、学校教育向上支援事業費ですが、国立第三小学校が令和6年度小学校教科担任制等推進校に決定されたことにより、タブレット端末を3台購入するため、備品購入費20万円を増額補正するものです。

次に、項 2 小学校費、目 5 学校整備費、事務事業、小学校教育環境整備事業費ですが、国立第四小学校音楽室の空調機の故障に伴い、空調機改修工事を行うため、工事請負費に608万3,000円を増額補正するものです。

最後に、項 6 社会教育費、目 2 文化財保護費、事務事業、文化財保護審議会運営費ですが、文化財保護

審議会において、市指定文化財の現状変更や登録文化財に関する議論が必要なため、本審議会の開催を2回追加するため、報酬に12万8,000円を増額補正するものです。

以上、歳出につきましては、合計で641万1,000円を増額補正するものです。

説明は以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第38号「令和6年度教育費(9月)補正予算案の提出について」は可決いたします。

ちょっと早いのですが、ここで休憩に入りたいと思います。再開は、こちらの部屋の時計で3時5分ということで再開したいと思います。では、休憩いたします。

(休憩)

○【雨宮教育長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



○議題(5) 議案第39号 令和5年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【雨宮教育長】 次に、議案第39号「令和5年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について」を議題いたします。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、議案第39号「令和5年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について」ご説明いたします。

この点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定され、公表することが義務づけられ、市議会にも提出しております。

2枚おめくりいただき、令和5年度の評価及び今後の取組について御覧ください。

令和5年の取組及び評価につきましては、令和4年度と比較すると、「学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」については、令和5年度末で形にすることを目指していた「国立市のフルインクルーシブ教育の方向性～一人一人がその子らしくいられる教育～の方向性」が検討を要する状況のため評価は下がりましたが、「教育課題への取り組み」、「安全な学校給食の提供への取り組み」、「主催学習事業・会場等使用事業の取り組み」、「施設維持等管理運営事業の取り組み」の4項目においては、取組の進展成果が向上し、評価が上がりました。これら評価が向上した4項目について概要をお伝えいたします。

まず、中段の「教育課題への取り組み」については、小・中学校に副校長補佐及びスクール・サポートスタッフを配置し、副校長及び教員の負担軽減や文書の電子化を進め、働き方改革が進展しました。

「安全な学校給食の提供への取り組み」については、令和5年8月17日に「くにたち食育推進・給食ステーション」を開所し、安全でおいしい給食の提供のみならず、食育の推進、学校等との連携等取組が進展しました。

次に、公民館の「主催学習事業・会場等使用事業の取り組み」については、他部署や地域の様々な機関と連携し、多様な新規講座に取り組みました。同じく公民館の「施設維持等管理運営事業の取り組み」については、懸案の設備改修に着手し、安全かつ快適な施設環境となりました。

次に、最下段の年度開始時点における取り組みの水準についてです。

評価が向上したものは、「社会教育推進の取り組み」で、具体的にはマタギの地恵体験学習会が通常の宿泊形式に戻したこと、市内の文化芸術振興を深めるために、「国立市文化芸術振興補助金」を創設したことによるものです。

次のページを御覧ください。「今後の取り組みについて」です。

重点的な項目として、「学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」、「学校教育環境の充実にに向けた取り組み」、「教育課題への取り組み」、「教育施設建替えなどの取り組み」、「安全な学校給食提供への取り組み」、「文化財保存の取り組み」、公民館「主催学習事業・会場等使用事業の取り組み」、「図書館運営の取り組み」の8項目を掲げ、記載のとおりより一層の向上を図ってまいります。

次のページを御覧ください。1枚めくっていただく形になります。

本点検・評価報告書の表記に関する留意事項、評価基準を記しています。中段の5、各取組の評価基準については、表の左側の部分、縦軸に（1）（2）と年度開始時点の事業の推進による区分、表の上段横軸には主に成果を視点とした評価指標を記載しております。

次のページを御覧ください。目次となります。第一章の「教育委員会活動」から第七章「点検・評価に関する意見について」までの7章立ての構成となっております。

表の下には、ローマ数字で表した事業ごとの取組を記載しております。

それでは、6ページを御覧ください。第一章です。「教育委員会活動」といたしまして、目的、現状・実施状況を記載し、7ページ中段、2「教育委員会の活動状況」については、定例教育委員会の開催状況、議案内容、報告事項、要望事項を、14ページには、総合教育会議の開催状況、学校訪問の状況、15ページには、教育委員の研修活動等を記載し、16ページには、四角の太線で囲った部分に、教育委員会の活動状況の総括をしております。その後には、今後の課題や取組を記載しています。

17ページを御覧ください。第二章は「学校教育活動の取り組み」です。

I「学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」については、18ページ中段の3「国立市フルインクルーシブ教育の検討」について、様々な新たな取組を進展したので、記載のとおり文字をゴシック体の太文字としております。今後もゴシック体の太文字の記載がありますが、これは課題が改善された項目、新たに実施した項目、重要取組項目などを際立たせるために表記しているものです。

19ページ中段の4「特別支援教育、教育相談等の充実」は、国立第六小学校に自閉症・情緒しょうがい特別支援学級「フレンド」を開設しました。

22ページ上段の（15）令和5年4月から「くにサポ」と連携した保護者支援の体制を開始しました。

5「教育研修の充実」については、「学校教育における教育DX推進研修会」を開催しました。

26ページ上段の（5）校内別室指導支援員については、令和5年9月より学校には来ることができるが、教室で過ごすことが難しい児童生徒のために、別室指導支援員を五小、一中、二中、三中に配置いたしました。また、第一章と同じく、四角の太線で囲った部分については、本事業の評価として、令和5年度当初の取組の水準を（1）とし、令和5年度の達成評価として評価指標をCとしております。この後ろには、本事業の取りまとめを記載し、28ページの囲みの後ろには「今後の課題・取り組み」を記載しております。

このページ以降は全て同じつくりとなっており、事業の取組について、目的、目標、現状・実施状況、次に事業の総括として取組水準、達成度・評価、最後に今後の課題・取り組みを記載しております。

28ページ下段にII「学校教育環境の充実にに向けた取り組み」、31ページ下段にIII「開かれた学校づくりの取り組み」、34ページ中段にIV「教育課題への取り組み」、36ページ下段にV「学校施設環境整備の取り組み」、38ページ中段にVI「教育施設建替えなどの取り組み」について記載しております。

それでは、41 ページの第三章「学校給食の取り組み」を御覧ください。

I「国立市学校給食運営審議会の運営」、42 ページ下段にII「安全な学校給食の提供への取り組み」、47 ページ下段にIII「給食費収納率向上の取り組み」について記載しております。

次に、50 ページからは、第四章「生涯学習活動の取り組み」です。

I「社会教育推進の取り組み」、53 ページにII「文化財保存の取り組み」、54 ページ中段にIII「くにはたちの集いの取り組み」、55 ページ下段にIV「社会体育推進の取り組み」について記載しております。

次に、58 ページからは、第五章「公民館活動の取り組み」です。

I「公民館運営審議会の運営」、59 ページにII「主催学習事業・会場提供事業の取り組み」、64 ページにIII「広報（公民館だより）発行事業の取り組み」、65 ページ中段にIV「図書室管理運営事業の取り組み」、67 ページにV「施設維持管理運営事業の取り組み」について記載しております。

次に、69 ページからは、第六章「図書館活動の取り組み」です。

I「図書館協議会の運営」、70 ページにII「図書館運営の取り組み」、74 ページにIII「図書館施設管理の取り組み」について記載しております。

76 ページ、第七章「点検・評価に関する意見について」を御覧ください。ここには学識からのご意見、ご感想を掲載しております。学識者は、東京女子体育大学教授の早瀬健介先生、東京学芸大学副学長の松田恵示先生、創価大学教職大学院教授の渡辺秀貴先生に依頼しております。恐縮ですが、東京学芸大学の松田先生につきましては、まだご意見を頂いておりませんので、届き次第皆さんに共有させていただきたいと考えております。

それでは、最後になりますが、83 ページを御覧ください。「各取り組みの評価一覧」として、令和2年度からの評価を記載しております。

今後についてです。若干の文字や字句等の修正を頂く場合はございますが、大幅な修正や評価指標の変更はいたしません。軽微な修正につきましては、あらかじめご理解、ご了承を頂きたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明は終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、よろしくお願いいたします。

○【大野委員】 幾つかあるのですけれども、まず1つずつ行きます。公民館に対してです。実際あそこで絵画展などをやって、パネルを設置するということに、かなり重量があつて大変である。そして団体によっては、ほとんど若い人がいなくて高齢者で、非常につくるのが困難であるという現状が幾つかのグループから聞きました。それが今に始まったことではなくて、かなりもう何年とか、何十年とか、そういう単位だということを聞きました。

考えてみたのですけれども、やはりそれに代わるべくパネルを設置することは予算的に厳しいと思うのです。そういうのも探せば素材としてあるのかもしれないのですけど、だから例えば1例として、タイルのところですね。タイルは2面ありますが、そこにここにあるような壁紙を張って、まさにここにあるようなレールをやって、展示をするような、そういうスペースにするというのが、1つの案なのです。

ほかのところは従来どおりのパネルでやるしかないと思うのですけれども、この部分的な軽減になると思うのですけど、例えばそんな案もあるのではないかとということで提案させてください。必ずこうしてくれという話ではなくて、このことは俎上に上げて、話していただいて、その後検討していきたいという要望です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。この点検・活動評価ということではなくて、個別にご要望を頂いたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

何点かございますということでしたが、では引き続き、大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 あとは46ページなのですが、読んでいて、給食の件ですが、食べ物だけに慎重にということで、今、重大な事故が起きていないからいいのですが、ちょっと気になったのがインシデントという言葉、ヒヤリハットという言葉が載っているわけで、これはもしよろしければ、どういった内容だったのかなというのをお聞かせ願えればなと思ったのですが。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、具体的な内容ということでお問い合わせございました。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 例に挙げれば、アレルギー給食個別食器を使って、個別の入れ物に、こういう大きいビニールのボックスに入れているのですが、その蓋に書いてある名前と、下にも同じ名前が書いてあるのですが、違ったタグが入ってしまって、学校に届いて、配膳室で気がついて直したとか、あるいはその上に食札という札があるのですが、名前とか全部書いてあるやつが、それが違ったとか、最終的にはちゃんと直っているのですが、そういうことがあったのと、あと小人数、小規模な学校で配膳員がアレルギー給食を、基本的には担任の先生が配膳室にとりに来ていただくのですが、取りに来られなかったものですから、職員室まで持って行ったら、職員室の教員の方が誰もいらっしゃらなかったということがありまして、事務員の方はいらっしゃったので、事務員の方に「教員の方がいないのです」と話をしたら、「じゃあ、そこに置いておいていただければ言うておきます」ということで、一時的に教員の目から離れた、配膳員の目からも離れたということがあって、これは基本的にはあってはならないことなので、ちゃんと手渡しというのが決まっているので、探し続けて、確認印をもらうようにという説明をしたとか、そういうヒヤリハットとか。あと異物の混入などに関しては、事前に発見できるので、そういう異物の混入事例が結構衛生管理、委託になってから厳しいのですが、そういうのを見つけて、給食には提供しなかったということもありまして、あるいはひどいものに関しては、提供自体を止めたということも私の判断で、1食というか、1つの品物になりますけど止めたこともありまして、そういうところでヒヤリハットはあったのですが、基本的には安心安全でおいしい給食を食べていただくということは、安定的には守られていたのかなと思っております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 引き続き、安全第一でよろしくお願いしたいと思います。

○【雨宮教育長】 よろしいですか。大野委員。

○【大野委員】 では、ずっと来たので、ちょっと図書館の話を。いろいろ検討されて図書をそろえられていると思うのですが、ホットニュースとしては、おととい芸術小ホールで、世界の絵本展というのをやって、ちょっと私は知人から間接的に聞いた話をする、やはりとてもよかったらしいですね。なかなか日本には入って来ない絵本で、昔から個人的に思っていることとしては、やはり海外の絵本というのはすごく優れていて、絵も本気で書いてあるし、何か漫画的なというか、子どもだましとは言わないのだけれども、そういうことではなくて、大人が見ても楽しいものを作っていて、ちょっとその文化が違うなと前々から思っているところなのです。

構造から言うと、やはり売れ筋というのは本屋でも並びますけれども、そうではない売れ筋ではなくて、

あまり市場に出てこないようなところでいい本を見つけていくのも1つの方法かと思いますので、ぜひその辺も視野に入れていただければという要望です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、ご要望を頂いたということで、承らせていただきます。

では、よろしいですか、大野委員。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 では、操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 では、感想ということで、81ページの渡辺先生の学校給食の取組についてのコメントでもありますように、念願の、待ちに待ったというところで、くにたち食育推進・給食ステーションが開設されたということと、その特色を生かしたいろいろな活動をされているということで、具体的には、45ページのところに書かれていますけれども、要するに給食ステーションとして、給食センターではなくて、給食ステーションなのだという、その取組の意義がすごく述べられていていいなと思います。

また、ここにも書いていただいていますけれども、学校との連携だけではなくて、学校にやがて通う就学前の子どもたちとか、就学前の施設とか、そういったところから連携をとって、いわゆる給食ではなくて、食育ということで進めていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 すみません、具体的な内容を私が分かっていないので、2点、お伺いしたいと思います。

1つは、38ページにあります、学校校舎非構造部材耐震化の取り組み。これは前ページに、今までの状況などが記載されているのですけれども、1行目にあるように、速やかに取り組まなければなりませんという中で、令和7年度の予定まではあるのですけど、それ以上にやはり取り組まなければいけないものというのはスケジュールされているのでしょうか。例えば学校はこうなっておりますけど、公民館、図書館、ほかの市の施設などは大丈夫なののでしょうか。その辺りを教えていただければと思いました。

○【雨宮教育長】 1つ確認なのですが、市の施設というのは、教育委員会の所管という意味合いでよろしいですか。

○【篠原委員】 もちろんです。

○【雨宮教育長】 分かりました。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 学校施設に関しては書かれているとおり、体育館につきましてはほぼ終わっているところで、学校の校舎のほうを今、手がけていることになっております。

○【雨宮教育長】 では、篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 そうしますと、校舎についても令和8年度で完了ということでよろしいのでしょうか。

○【雨宮教育長】 津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 令和9年度の第三小学校の工事で完了の予定です。

○【雨宮教育長】 篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、もう1つですけれども、57ページに地域スポーツクラブくにたちエールのことが書かれています。令和6年度からは自主運営となったため、今後の運営の在り方について注視していく必要があ

りますとあるのですが、これは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

○【雨宮教育長】 では、井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 地域スポーツクラブですけれども、令和4年度に立ち上がりまして、令和4と5年度につきましては、補助金という形で市から財政的な支援をさせていただいたところございます。令和6年度については補助金を、これ予定どおりなのですけれども、支出をしないで、自主的な収入の中で運営していくところになりましたので、金銭的なバックアップはなくなった中で、これまでどおり運営できるかというところを注視していく必要があるところで書かせていただいたところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 このスポーツクラブの生い立ちが分かっていないので申し訳ないのですけれども、これは市のクラブではなくて、地域の皆さんの自主的な形でできたものなのでしょうか。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 まず設立に当たりましては、市であったり、国立市のスポーツ推進委員からも設立の要望といいますか、設立したほうがいいという話がありまして、それを受けまして、設立については半ば国立市教育委員会が引っ張ってきたところがございます。ただ、設立はあくまで市民のグループといいますか、市民団体として設立されたものとなっております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 分かりました。また勉強しておきます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 感想になりますが、17ページ以降、学校教育内容の質的向上に向けた取り組みというところで、たくさんの方々が関わっていただいて、研修だったり、フルインクルーシブ教育の検討に関わってくださったりしていただいて、教員の方々と共通認識ができることによって、フルインクルーシブ教育も進むのではないかなと感じました。ビジョンの実現に向けて評価も高くなっていくといいなと思っています。

教員不足のところは課題かなと思っています。国立らしい教育というところで、子どもたちも児童生徒も教員の皆さんも楽しい学びの世界が広がっていくことによって、先生方も1人1人が輝いてくれるといいなと思っています。

そんなことができる魅力ある先生方がたくさんいらっしゃると思うので、子どもたちはそんな先生方に会える機会がたくさんあるので、また先生方だけでなく、教育支援体制の充実というところでは、支援員の先生方もたくさんいらっしゃいますので、仲介して、いろいろな人と会える学びにつながっていくといいなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、皆様からご意見、ご質問を頂きましたので、採決に入りたいと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第39号「令和5年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について」は可決いたします。

○議題（６） 報告事項３） 令和６年度第１回Ｑ－Ｕ結果（市全体）の分析について

○【雨宮教育長】 次に、報告事項３「令和６年度第１回Ｑ－Ｕ結果（市全体）の分析について」に移ります。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 それでは、（３）「令和６年度第１回Ｑ－Ｕ結果（市全体）の分析について」報告をさせていただきます。小中それぞれありますので、まずは国立市立小学校のほうから報告をさせていただきます。

まず、こちらの表の見方です。資料の右上にありますとおり、学級満足度尺度というもので、目安の１つとしていただければと思っております。これが田の字で４分割になったうちに、子どもたちのアンケートを基に、最終的にこの右上にある学級生活満足群に多く集まれば、それだけ良好なクラス運営がなされているといった見方になっていきます。

それを踏まえて、大きな１番「学級満足度尺度結果のまとめ」から見ていきたいと思います。青色の部分が国立市、オレンジ色の部分が全国の数値を表しているものになります。今年度５月にまず行った結果になりますが、満足群に関しましては、国立市は５４％であり、全国平均よりも１１．５％高い結果となっております。不満足群は１７％であり、全国より５．５％低いといった結果となっております。

大きな２番「学級の型についての出現率（％）」を見ていきますと、今度は青色が令和５年度、オレンジ色が令和６年度の数値となっております。親和的な学級が一番多く４２％となっております、昨年度よりも５．２％高くなっている状態でした。次いで、不安定な学級が１８％となっておりますが、こちらも昨年度と比較すると、不安定の型が減っているといった状況となっております。

その下の大きな３番「学校生活意欲総合プロフィール」ということで、合計４つの部分ですね、意欲総合、友達、学習、学級において、それぞれ国立市と全国の数値を比較した棒グラフとなっております。学校生活意欲総合では３１％であり、全国平均よりも１％高い状態でありました。友達、学習、学級全ての項目において、全国平均よりも高い結果となっております。友達、学習、学級の中では、学級が一番高いという状態でありました。

資料の裏面に行きたいと思います。こちらのそれぞれの数値を基に、大きな４番「総括」として書かせていただいております。

まず（１）学級満足度尺度結果のまとめについてということで、ア「満足群」に関しましては、全国平均よりも１１．５％も高いという状況がございました。自分の存在や行動が、級友や教師から承認されていると感じている児童が多いようでありました。

今後に関しましては、児童が学級生活で発揮している意欲ある活動を認め、より広い領域で活動できるように援助することでさらに伸びる可能性があると考えます。

そして、イの「不満足群」に関しましては、全国平均よりも低いとはいえ、１７％という形が国立市の今回数値がございましたので、４行目からあります、今後はというところですね。日常観察を重点的に行うといったことであったり、その次の行にあります、教員は児童に意識して言葉かけをしたり、称賛する場面や機会を増やすこと。そして児童との心の距離を近くし、悩みの相談等がしやすい雰囲気を形成する必要があるといったことが考えられます。

また、児童と個別面談をして話し合ったりすることにより、もしもいじめであったり、不登校傾向が見られる場合に関しましては、具体的な対応方法を児童と話し合い、実施することを確認してから具体的に対応することが重要であると考えます。

(2) 学級の型についての出現率につきましては、親和的の型が一番高く、さらに昨年度より 5.2%高くなっているといった状態はよいことだと考えます。今後に関しましては、児童が自分たちのことを自分たちで決定し、行う力を身につけたりできるように、さらにしていきたいと考えております。

一番最後の 4 行には、昨年度最も高かった不安定の型が 2.2%と低くなっているといった状況でございましたので、こちらに関しては、チーム支援の体制を整えたり、場面に応じて「やるべきことに取り組む」「ルールに沿って行動する」意義や意味を考えさせたりするなど、教員が適切な手当てを講じた結果だと考えますので、今後も継続していくことが大切だと考えております。

続きまして、中学校の分析についての報告となります。

大きな 1 番「学級の満足度尺度結果のまとめ」に関しましては、満足群が 55%であり、全国よりも 14%高い状態でした。不満足群に関しては 21%であり、全国よりも 7%低いといった状態でした。

大きな 2 番「学級の型についての出現率」に関しては、不安定な学級が一番高く 57%という結果でございました。続いてゆるみの見られる学級が 24%といった結果となっております。

その下の大きな 3 番「学校生活意欲総合プロフィール」では、学校生活意欲総合、全国より 2.8%高いという状態。そして友人、学習、教師、学級の数値は、全国より 0.7 から 0.9%高い状態になります。唯一進路に関しては、全国よりも 0.3%低いといった結果が見られました。

これらを踏まえまして、最終ページになります。総括の部分になりますが、学級満足度尺度結果のまとめについては、ア「満足群」、全国平均より 14%高いといったところから、学校生活の諸活動に積極的に関わっているか、自分の活動にとっても満足している生徒が多いように見受けられました。また、学級内に自分の居場所を持ち、自分の価値を認められていると思っている生徒が多いように感じることができます。今後も生徒の意欲を大事にし、細かな部分も配慮することで、さらに伸びる可能性があると考えます。

イの「不満足群」に関しましては、全国平均では 7%低い状態ではございますが、一定数いることから、今後について小学校の部分と重なるところがございますが、日常観察を重点的に行うことや、教師の意識的な生徒への言葉かけ、心の距離を近くし、悩み相談等がしやすい雰囲気形成することが大事かと考えます。

最後の (2) 学級の型についての出現率については、不安定の型については、昨年度より若干下がったとはいえ、一定数いることから今後について、チーム支援の体制を再度整える必要があると考えます。学級のルールを生徒に考えさせたり、ルールの意味を再考したりすることなどにより、生徒が主体的に学級風土をよりよくしていく気運を醸成していく。また、表面化する生徒のフラストレーションに関する問題には、その背景にあるものを理解し、1人1人に寄り添った指導が肝要であると考えます。

この学級のルールづくり等に関しましては、中学校のほうでも進めてくださっているところになります。代表などでは、三中から始まっておりますカジュアルウィーク。今年度は全校で実施をしているところでございますし、また、この一学期には、同じく三中ではMYHA³R Uカフェということで、放課後の子どもたちの居場所づくりにつながる取組もスタートしているところでございますので、また学校のほうで生徒主体な取組が進んでいき、お互いに認め合い、気持ちを高めることができるような取組をさらに進められるように、学校のほうに伝えていきたいと考えております。

報告は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 学校生活の意欲ですね。これが小学校も中学校も非常に高くてよかったなと思うのですね。ただ、その中で「かたさ」という部分の項目があるのですが、意欲はあるのだけでも、それを発揮できていないのかなとか、そういった気になるところもあったりするのですね。そういう意味では、ゆるみはいいことではないし、不安定もいいことではないのだけれども、「かたさ」というのは本当に全く出せないような、そういう状態があるのかなというところもしあるあとすれば、今後の取組として、教師が児童生徒に主体的に取り組ませていくという、こういった視線での取組を各学校でやっていただければ、さらによくなるのではないかなと、そんなことを感想として持ちました。ありがとうございました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 このQ-Uのことをあまりよく分かっていなくて申し訳ないのですが、小学校の場合は、これは1年生から参加しているのでしょうかというのが1つの質問です。

なぜその質問をするかというと、今、コメントがありましたけれども、学校生活意欲総合の小学校では、30%程度、中学校になると、77とか80とか、全く数字のレベルが違うのですけれども、この辺りはどのように解釈したらいいのかを教えていただければと思います。

○【雨宮教育長】 それでは、2点あります。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 小学校のほうも、第1学年から実施をしているところになります。そして、この学校生活意欲総合プロフィールに関しましては、小学校と中学校でそその合計値といいたししょうか、が変わってくるので、それで必然的に小学校のほうで30%台になる数値を指すという経過になります。

○【雨宮教育長】 篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 質問の量が違うということでしょうか。

○【雨宮教育長】 小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 小学校より中学校のほうで質問項目が多いというのがございますので、その違いが大きいところかなと思います。

○【雨宮教育長】 篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 すみません。この仕組みがちょっとよく分かっていないので、またこれも勉強してきますが、パーセントになっているので、何か絶対数とこの割合の兼ね合いがちょっと分からないなということ少し思いました。

この後は感想ですが、それぞれにやはりこういう数字からいろいろな傾向が読み取れることだと思いますので、全国よりはほとんどいい数字だということは分かった上で、恐らくそれこそ全国にはこの平均ではなくて、もっとよい数字を持っているところもあるのではないかなということも推測できますので、そこに総括でいろいろとコメントをされていましたけれども、ぜひとも国立の子どもたちが本当に学校が楽しいと、前回申しましたけど、苦しいところではないというところにきちんと全員持っていけるような取組を現場でも、そして私たちもそれを応援するような形で取り組んでいきたいなと思っておりまので、また、この結果についてもそれぞれ分析しながら生かしていければいいかなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ちょっと一言だけ。学級の型について、小学校だと親和的な学級が多くて、不安定が少ない。ところが中学校になると、それが反転する形なので、きっと中学に上がると、学校が変わって、状況が変わり、ま

たそこからいろいろ組み直していかなければいけないみたいなどころがあるのだらうと思うのですね。

先ほど小柳津指導主事から話がありましたように、様々な主体的な取組を進めることによって、こういう部分が親和的になってくるのだらうなということがあろうかと思しますので、その辺り特に中学校のほうは、校長先生を含めて、教職員の方々が様々な工夫がもっとされるといいのかなと。これも感想ですけども、思ったところでございます。私からは以上になります。

皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございました。



○議題（７） 報告事項４） 国立市立学校職員服務規程第 13 条の運用について

○【雨宮教育長】 次に、報告事項４「国立市立学校職員服務規程第 13 条の運用について」に移ります。
荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、「国立市立学校職員服務規程第 13 条の運用について」ご報告いたします。

これまで、国立市立小中学校においては、教員が私事旅行をする際、国立市立学校職員服務規程第 13 条に基づき、校長に届出を行っておりました。これはあらかじめ宿泊先等を届け出ることにより、緊急の際に連絡をとることができるようにするための規定と解されますが、近年携帯電話が普及し、どこにいても連絡が取れる状況になっていることから、現在の 13 条の規定の運用について、本通知をもって整理し、私事旅行を行う際は、緊急時に連絡がとれる状況にある場合は、届出を要しないということにいたしました。併せて海外旅行を行う際に、連続して取得できる年次休暇の上限や、許可権者等についても整理しております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 いいなと思いました、単純に。本当に今、連絡とれますし、それから、やはり私事旅行の中でも結構いろいろな見聞を広めたりする、そういう機会にもなっていますので、どんどんどんどん外を見てほしいという気持ちもありますので、できるだけそういった煩わしい手続は少なくしたほうがいいな。そんな感想を持ちましたので、いい案だと思いました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。



○議題（８） 報告事項５） 市教委名義使用について（６件）

○【雨宮教育長】 それでは、次に、報告事項５「市教委名義使用について」に移ります。
井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、令和 6 年度 6 月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。お手元の資料のとおり、後援名義の承認 6 件でございます。

1 件目は、国立市スポーツ協会主催の「第 63 回国立市スポーツ大会」です。市民の健康向上と生涯スポーツの振興を図ることを目的に、20 種目の競技会を行うもので、参加費は競技会によって異なります。

2 件目は、特定非営利活動法人子ども大学くにたち主催の「2024 年度第 1 回子ども大学くにたち授業」でございます。SDGs の普及、子どもたちに様々な刺激や経験を与えることを目的に、講演会を実施するもので、参加費は無料となっております。

3件目は、第69回くにたち市民文化祭実行委員会主催の「第69回くにたち市民文化祭」です。国立市内で活動する文化団体や個人が日頃の成果を発表すること及び交流を図ることを目的に、総合美術展や芸能フェスティバルを開催するもので、参加費は無料となっております。

4件目は、キッズわくわくワーク実行委員会主催の『今年自由研究はお任せ！！自由研究お助け隊』でございます。理科の不思議や身近な動物、環境について子どもたちに触れてもらうことを目的に、展示や体験イベントを行うもので、参加費は無料となっております。

5件目は、一般社団法人日本囲碁将棋協会主催の「国立親子将棋体験会」でございます。将棋を通して地域の交流や子どもたちの「集中力」「コミュニケーション能力」を養う環境を提供することを目的に、将棋の体験会を行うもので、参加費は無料となっております。

6件目は、公益社団法人立川青年会議所主催の「Try・Join・Create！TJC体験ラボ2024～未来へつながる3days～」でございます。子どもたちの未来にとって必要な能力を育むことを目的に、社会体験、運動体験、文化的体験の機会を提供するもので、参加費は無料となっております。

以上、6件について、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。



○議題（9） 報告事項6） 要望書について（3件）

○【雨宮教育長】 それでは、次に、報告事項6「要望書について」に移ります。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 要望は3件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「①主任教諭設置（都教委が誤っている政策）の全国への拡散、②副校長複数配置・主幹教諭増員に反対、一方、「教員の定数増（基礎・加配とも）」は推進——の意見書を文科省・都教委に出して頂きたいとの要望書」を頂いております。

また、市民の方より、「学びの多様化学校（分教室）くにたちはたけんぼ小中学校（仮称）の設置について」を頂いております。

最後に、市民の方より、「国立第二小学校校庭への桜の古木の本移植の問題点について」を頂いております。

説明は以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。まず1点目について、事務局より補足説明はございますでしょうか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、事務局よりまずは要望者の趣旨についてご説明させていただきます。

以下の内容について、文部科学省、東京都教育委員会に意見書を出していただくとともに、全市内教職員に伝えてほしいという内容です。

1点目は、新たな職（主任教諭）を創設する誤った政策は実行してはいけないこと。上位職による下位職へのパワハラが増加問題について注意喚起をすること。教員研修で多摩教組委員長宮澤教諭を講師とし

て招聘すること。

2点目が、「高いマネジメント能力等を有する人材を早期から管理職に登用すること」とある中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会「審議まとめ」の54ページは削除すること。

3点目が、国語・社会・道徳は担任が教えるべきであること。外国語・理科は最低限、専科教員の定数増（加配）による教科担任制をとるべきであること。算数は1人加配の習熟度別指導にすべきであること。音楽・図工・体育・家庭は授業交換または専科教員によるハイブリッドが適切であること。社会人を特別免許状で教員に採用する道があるが、自衛隊が体育の教員に入り込んでこないようにするべきであること。

4点目が、スクールロイヤーには保護者や児童・生徒も相談できるようにするべきであること。

事務局の見解です。

主任教諭については、組織的な学校運営を可能とする点で、東京都において一定の成果を上げていると認識しております。パワーハラスメントについては、あってはならないことですので、引き続き校長会・副校長会等を通じて啓発を進めてまいります。

早期から管理職に登用していく教育管理職選考の在り方についても、教育管理職候補者を確保するためには必要な対応であると考えております。教科担任制等の在り方については、おおむね要望者のお考えのとおり実施されていくものと考えられます。

保護者や児童・生徒が相談できる窓口はスクールロイヤーとは別に設けていくことが必要であると認識しております。本件につきましては、文部科学省及び東京都教育委員会に意見書を出す内容ではないと考えております。また、学校に特に周知すべきものとは判断できないことから校長会等における周知は行わないものとさせていただきます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ないようですので、2件目に参ります。事務局より補足説明はございますでしょうか。

小島指導担当課長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長】 要望の趣旨につきましては、文部科学省の制度である公立学校の学びの多様化学校を国立市に設置してほしいという内容でございます。また、学校に行けない、行かない児童生徒の状況を改善するために、地域資源の活用というところで承っております。

事務局の見解でございます。学びの多様化学校のよさは特別な教育課程を編成し、当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等様々な状況を鑑みて教育課程を編成できることにあります。

現在、学校に行かない、行けない児童生徒には様々な事情があり、例えば朝の苦手さを克服するために、登校しやすい時刻を設定したり、地域の人材と関わることでコミュニケーション能力を醸成したりと、教育課程を工夫できる余地が多いことが特徴でもあります。

市内の不登校児童数も年々増加傾向にあり、教育委員会としても、不登校児童生徒のその子らしい学びの実現を目指し、現在学校での取組や教育支援室の活性化、地域のNPO法人や居場所事業者等と連携した不登校施策を進めております。しかしながら、学びの多様化学校のような特別な教育課程を編成できる学校は市内にございません。さらなる支援の充実のために、現在学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置も視野に調査研究を進めているところでございます。

設置に向けては、当事者や保護者等の様々なご意見を頂きながら、行政機関として公正公平を担保しつ

つ、検討を進めてまいります。

以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 事務局見解、調査研究を進めているところとありました。ぜひこの設置に向けて様々な課題があると思います。そして新しい特別な教育課程ということで、カリキュラムの編成というのにも必要になってきますし、時間がかかることはと思いますが、同時に子どもたちはどんどん成長していきますので、この辺りどういうスケジュール感で進めようとしているか。もし今、めどみたいなものがありましたら、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、小島指導担当課長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長】 学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置に関しましては、様々な形がございます。例えば学校型といわれるものと分校型、または分教室型というものがございますので、どれが一番国立市にフィットしているかというところの検討が必要になってくると思っております。

例えば学校型であれば、よくあるパターンは、廃校を使って、建物の有効活用というところで学校を新たに設置するというパターンがございます。またはフリースクール等が学びの多様化学校に代わっていくやり方も考えられるかと思っております。

一番現実的な線としましては、分教室型というところが一番国立市としては、現状にフィットしているかなと考えているところではございます。分教室型はどのような形かという、例えば総合教育センターのような施設を分教室として設置する中で、そこで特別な教育課程を編成して実施していくことになってきます。その場合、早くても申請してから開室するまで3年程度というスケジュール感を持っているところがございます。学校型等になると、学校法人等の設立というところになってくるかと思っておりますので、あと建物の問題等もございますので、それはまたさらに長い時間がかかるのではないかと、こちらとしてはスケジュール感を持っているところでございます。

○【雨宮教育長】 荒西教育指導担当課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導担当課長】 ちょっと補足をさせていただきますが、この新しい取組をする上では、政策ということで、実施計画を作成してまいります。これが大体4年間を見通したものになりますので、この実施計画の作成について、本格的に前に進めていきたいということで考えてございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 様々なステップが必要だと思いますが、ぜひ分教室型であっても、恐らく国立にいろいろな資源がありますので、それを生かして、現実に学校に行けない、行きたくないと思っている生徒がいるということで、速やかな状況が改善していくように、検討していただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 この要望を直接の意見ではないかと思うのですが、関連していると思われるので、お聞きします。先月話題に出た件ですけれども、つまり「さくら」においてアウトリーチをしていくと。それも大きな不登校対策の1つかなと思うのですが、その辺の進捗状況をお聞かせ願えればと思います。

○【雨宮教育長】 では、進捗状況ということで。

小島指導担当課長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長】 「さくら」の教育支援室のアウトリーチの話がありました。先ほど篠原委員のほうからもご意見を頂いているところで、この分教室型というところが開設するまでの間も時間的には進んでいく。そこに不登校の児童生徒がいる。そういったところに関しまして、教育委員会としては、両方並行して進めていく必要が当然あるかと思っております。

学びの多様化学校の検討をしながら、今ある国立市の不登校支援の充実をどう図っていくかというところが、大野委員のご意見かと思っておりますので、その視点でお話をさせていただきます。

現状としては、教育支援室の「さくら」をどのような形で活性化していくかというところで、1つ、今、ご意見を頂きました、アウトリーチという切り口で、今、検討を始めているところがあります。

1つは「さくら」に通えない、「さくら」に通室が難しいというお子さんに関して、たくさんの場所を設けていくというところが1つのアウトリーチと考えられるかと思っております、公民館の場所を少しお借りするような形で週に1度程度指導員の方を派遣する形で、出張「さくら」という形の開設が1つ考えられるかと思っております。

または、これは案として考えられるのは、例えばカムカムキッチンの中で、給食を食べるその前に学習をする、学習をしてから給食と一緒に食べるといったところもアウトリーチの方策としては1つ考えられるかと思えます。そうなりますと、食の担保というところで給食を食べるところが、今は「さくら」のほうに給食を持って行っていただいて、または給食ステーションのほうに訪問して給食を食べるといったところが、そこと学習をセットにすることによって、「さくら」のアウトリーチを少し広めていくのではないかとというところで、まずは教育委員会が持っている施設をどのような形で有効活用していくかというところが考えられるかなと思っておりますので、そのところを関係部署と、今、調整を進めているというところが、今のステータスでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。よろしいですか。

続いて、3件目について、事務局から補足説明はありますでしょうか。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 要望書では、国立第二小学校の校庭での既存樹木の移植の問題点として、8点ご要望を頂いております。要望事項に沿って事務局の見解を申し上げます。

1点目、樹木医の見解から客観的な安全性の確認がとれておらず、リスクも開示されていない以上、校庭での本移植を許可しないことを要望しますとのことです。

この点について、100%の完全な安全対策が不可能であることは、従前からご説明しているところであり、このことは既存の樹木や改築工事における新植においても同様でございます。二小が公共用地であり、児童の生活の場であることを踏まえ、協定に示す目的の実現に向け、樹木医の見解を踏まえながらできる限りリスクを低減する方法での本移植を行っていただくようプロジェクトと協議しているところでございます。

2点目、仮移植協定の締結を臨時代理事項としたことについて、オンブズマンからコンプライアンスとして問題ありと指摘されており、教育委員会事務局は、仮移植工事が臨時代理事項で行われたこともオンブズマンから指摘を受けたことも公にしておりません。事の経緯を定例会で報告し、二小校庭への樹木移

植の問題を明らかにすることを要望しますとのことです。

この点につきまして、オンブズマンからの令和6年4月11日の苦情等調査結果通知書において、仮移植に関する協定の臨時代理事項に係る事務処理については、教育委員会が本件協定を教育施設設備の整備計画に関するものに該当するものと判断し、臨時代理の方式をとったことは、適切であったと考えるとの見解を受けております。

また、当該通知において、コンプライアンスとして問題があるとの指摘は受けておりません。教育委員会の議題、会議録については公表されており、臨時代理による対応は公になっております。オンブズマンからの見解については、さきのとおりであり、臨時代理の方式をとったことは適切であったとのことです。

3点目、本移植協定には、二小校庭へ移植させるとの規約も約束もなく、移植する場合の要件を規定しているだけです。本件が二小に本移植を行うことを前提に議論を進めることはあってはならず、教育委員会は、定例会において二小の校庭への樹木移植の多くの問題について議論、明確化することを要望しますとのことです。

この点につきまして、本移植の協定の目的に「国立第二小学校改築マスタープラン」に掲げる学校の整備を挙げており、二小に本移植を行う手順として、プロジェクトは計画書を市に提出するものとしております。このことから当該協定は、要件を満たした場合に、二小での樹木の移植を想定したものでございます。ご指摘の二小校庭への移植の課題としては、二小は児童、学校関係者の生活の場であることから、安全性の確保を前提とすること。改築工事の支障とならないこと。協定の目的の実現。こういったことが挙げられると考えており、この点については、教育委員会定例会において協定の締結等に当たりご説明をさせていただき、手順に沿って進めてまいったと認識しているところでございます。

4点目、本移植協定には有効期限が記載されておらず、プロジェクトの都合で一方的に解約できるような建てつけであり、契約書として大きな問題があります。本移植協定書の問題点を明らかにして、その対応について明確にすることを要望いたしますとのことです。

この点につきまして、プロジェクトと締結した協定は、今回の移植事業における事務、作業、責任及び負担等の役割分担を相互に確認したものでございます。ご指摘の期限については、例えば樹木の仮置き期限、枯死した場合の撤去期間等を定めており、必要となる内容を盛り込んでおり、適正なものと考えております。

5点目、学校建設は公共工事の一環であり、もともと計画がなく、設計もやられていない古木の移植を市民団体が勝手にやることはできません。教育委員会事務局は、この問題をどう考えるか、対応について明確な説明を要望しますとのことです。

この点につきまして、今回の移植事業は公共工事である学校改築とは異なり、移植の実施者は行政ではなく、市民団体となります。また、移植事業を進めるに当たり、改築工事の支障とならないことを前提としております。

6点目、公共の場には移植ガイドラインがあり、桜の木の場合、根鉢寸法は根元径の5倍必要とされており、プロジェクトは根鉢の寸法を計測しておらず、また、大きさが不足している。事務局は、移植工事許可を与えてから、移植当日に計測するとしています。根鉢寸法の計測がされていないような樹木は、移植対象外と考えるべきではないかのご指摘です。

公共の移植ガイドラインとして明確に定められたものはございませんが、国土交通省「公園緑地工事共通仕様書」によれば、「設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による」とされており、日本緑化センター等の基準類が記載されております。

プロジェクトの計画書の妥当性を判断するに当たり、樹木医の専門的知見を受けながら、これらの基準類も参考とし、判断してまいりたいと考えております。例えば根鉢の大きさにつきましては、日本緑化センターの示す「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説」において幹の根元径の4から5倍が標準とされており、同団体のインターネット上の情報では根鉢の大きさは計算における係数は4から5とされており、おおむね同義となっております。

樹木医からも樹木の活着、長期的な安全対策の観点から、根鉢の大きさの確保について妥当と見解を受けていることから、二小での本移植においてはこの点を踏まえた計画とすることを考えています。

なお、落葉樹の根鉢の標準は5倍程度となっておりますが、樹木医の見解によれば、「5倍を満たさない場合であっても、補完するものとして、倒木に関しては、樹高の低減と枝張を短く抑えることが挙げられ、これについて対象樹木は既に幹や枝は切詰められているので、十分実施済みであると考えられる。あとは支柱を施すことである。活着については通気性と透水・保水性の土壌改良と迅速で丁寧な作業により、根が付きやすくなると考える」との見解を得ており、教育委員会事務局としてはおおむね4倍程度の根鉢が確保されていれば、移植の許容範囲とすることは可能と考えております。

移植作業時には市職員が立ち会うとともに、根鉢寸法等がさきの大きさを満たしていることを確認し、作業中または作業後に樹木医にも確認を依頼する予定でございます。

7点目といたしまして、二小校庭で児童に倒木、落枝事故が起こった場合の責任・賠償問題はいまだに不明確なままであり、教育委員会事務局は、責任は市にあるが、賠償はプロジェクトに求償すると言っており、10名足らずのプロジェクトには現実不可能。結局、市民の税金で弁償することになりますが、それで本当によいのでしょうか。改めて教育長、教育委員会事務局の正式見解を要望しますとのことです。

この点につきまして、プロジェクトが本移植を行い、新校舎が供用開始となったのちに、万が一、事故が発生した場合に、当該樹木は民法の規定により土地の付合物となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は学校の管理を行うこととなっており、当該樹木は国家賠償法上の公の営造物に該当いたします。

国家賠償法では、「道路、河川その他公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」との規定があり、万が一、当該樹木が第三者に損害を与えた場合には、市に一義的に賠償責任が生じます。

また、市に対して損害賠償請求がされた場合には、国家賠償法上の「前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者がいるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。」と規定されていることから、損害の発生についてプロジェクトの作業に瑕疵がある等の原因が認められる場合には、市がプロジェクトに対して求償権を行使するものと考えられます。

なお、学校敷地内の事故に対応するため、保険加入を行っております。万が一の事故の際には、学校内の倒木について、一般的に支払いの対象になり、実際に事故が発生してしまった場合には、保険の適用を詳細な内容の調査、確認の上、判断することになるとのことです。

8点目、プロジェクトは本樹木移植事業での仮移植、里親作業において、安全法規に違反した行動があり、移植協定書第9条法令遵守の取り決めを全く守っておらず、二小校庭での移植作業をお願いすることはできません。教育委員会事務局は、事実関係の確認と本件に対する見解を説明くださいとのことです。

本件について、教育委員会事務局よりプロジェクトに確認したところ、資格を有する専門事業者が実施している作業であり、現時点でご指摘のような安全に関する法規違反があったという認識はなく、そのことに起因する事故も起きておりませんとのことです。なお、そのようなご不安を抱かれることがないよう、

今後については一層の安全確保に留意して作業を進めていくとのことでございます。

教育委員会事務局としても、本事業の安全の確保については、留意してまいりたいと考えているところでございます。

以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 何回かこの二小の古木の移植については、この委員会でも取り上げられているところですが、私も繰り返しの内容になってしまいますが、やはり一番大事なのは、子どもたちの安全性であると。それが最優先であるということは、疑う余地はないと思います。それはどういう立場にある皆さんであってもそうであると思いますので、最終的な結論がどう向かっていくにせよ、その安全性の最優先ということをぜひもう一度再確認していただいて、進めていただきたいと強く願っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上で秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思います。どのようになりますでしょうか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 次回の教育委員会でございますが、8月6日火曜日、午後1時半から、市役所3階第1、第2会議室において臨時会を開催し、令和6年度国立市立中学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について、審議を行います。

また、8月の定例会は、8月20日火曜日、午後2時から、会場は2階の委員会室で開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、次回の教育委員会は8月6日火曜日、午後1時半から市役所3階、第1、第2会議室において臨時会を開催し、令和6年度国立市立中学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について審議を行うことといたします。また、定例会については8月20日火曜日、午後2時から、会場は委員会室で開催することといたします。傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後4時07分閉会